

○佐賀県警察における証明事務処理について（例規）

平成12年 3 月31日

佐本務発第360号

改正 平成13年 7 月佐本務第832号

令和 7 年 3 月 3 日佐本務発第148号

本県警察における証明事務の処理については、これまで、証明事務処理要領の制定について（昭和39年 5 月15日付け佐警本例規（務）第20号）に基づき処理してきたところであるが、この度、佐賀県手数料条例（平成12年条例第 3 号。以下「条例」という。）及び佐賀県手数料条例施行規則（平成12年規則第 6 号。以下「規則」という。）が制定されたことから、証明事務処理について下記のとおり見直したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、手数料徴収事務の取扱いについて（昭和38年 5 月15日付け佐警本例規（務）第12号）及び証明事務処理要領の制定について（昭和39年 5 月15日付け佐警本例規（務）第20号）は、廃止する。

記

1 制定の要点

本県警察における各種証明事務の手数料については、佐賀県事務手数料条例（昭和31年佐賀県条例第26号）及び佐賀県事務手数料条例施行規則（昭和31年佐賀県規則第31号）に基づき徴収してきたところであり、盗難届、遺失（紛失）届、詐欺横領被害届、火災発生届等被害を被った者は、手数料を徴収することが不適当と認める者として事務手数料の徴収を免除してきたところである。

しかし、国においては機関委任事務等の見直しを行うなど地方分権を進める中であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）における手数料に関する規定の見直しを行ったことから、本県では、手数料に関する規程の見直しが行われ、盗難等被害を被った者からも手数料を徴収する条例を制定し、平成12年 4 月 1 日から施行することとした。

なお、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者の申請に係る証明については、これまでどおり免除することとした。

2 証明の種類

証明の種類は、届出証明及び事実証明とする。

(1) 届出証明

特定の事項について、届出があったことを証明するもの。

(2) 事実証明

特定の事実が確認できることを証明するもの。

3 証明者

警察本部長、警察署長又は証明を行う権限を有する警察本部の所属長

4 証明事項の範囲

- (1) 遺失（紛失を含む。）届出の事実（別表第1に掲げる証明は除く。）
- (2) 被害届出の事実
- (3) その他証明すべき事項が確認できる場合で、証明者が証明をすることが適当と認める事実（別表第2に掲げる証明を除く。）

5 証明申請の受理

- (1) 証明者は、証明すべき事実の有無を確認し、かつ、それを証明することにより紛議を生じ、又は悪用されるおそれがないと認められるものについて証明すること。
- (2) 証明事務を適正に処理するため、警察署及び証明事務を取り扱う警察本部の所属に、証明事務台帳（別記様式第1号。以下「台帳」という。）を備え付けること。
- (3) 申請者が、証明書を2部以上求める場合において、証明すべき事項又は証明を必要とする理由が異なるときは、証明すべき事項又は証明を必要とする理由ごとに申請書を提出させること。
- (4) 申請書には、申請者の住所、氏名、年齢、連絡先、申請者が証明を必要とする理由等証明書を発行する上で必要な事項を明記させること。
- (5) 申請を受理した場合は、所定の事項を台帳に記載し、台帳の末尾に当該申請書を編めてつすること。
- (6) 申請書の受理番号は、会計年度における一連番号とすること。

6 証明書の作成及び発行

- (1) 証明書は、申請書1部につき1部作成すること。
- (2) 証明書の書式は、別記様式第2号に準じること。
- (3) 証明は、事務の迅速及び簡素化を図るため、できる限り奥書によること。
- (4) 証明書に文字を加え、削り、又は訂正したときは、訂正箇所に証明者の公印を押し、その加除字数を欄外に記載すること。
- (5) 証明書の証明番号は、受理番号と同一の番号を付すこと。

7 手数料の徴収

- (1) 証明者は、証明書を発行した場合は、条例及び規則で定めるところにより、手数料を徴収しなければならない。ただし、申請者が条例第3条に該当する場合は、徴収しな

いものとする。

(2) 条例第3条に規定する生活保護法の規定による保護を受けている者が、手数料の免除を受けようとする場合には、その旨を証する書類により確認するものとする。

(3) 手数料は、証明書1部につき350円（収入証紙により徴収する。）とし、2部以上発行する場合は、発行部数に応じて手数料を徴収するものとする。

(4) 手数料は、証紙による収入の方法により徴収し、証紙を申請書にちょう付させるものとする。

8 事務処理上の留意事項

(1) 事務処理に当たっては、親切かつ迅速に行うこと。

(2) 申請者が誤って他の行政庁の所掌に係る事項の証明申請を行ったときは、その旨教示すること。

(3) 別表第1及び別表第2に定める証明申請があったときは、当該証明が各関係機関と協議のうえ廃止し、不要となった旨を説明して納得させること。

(4) 証明書を発行する場合は、申請に係る事項が事実と相違ないか、所定の収入証紙がちょう付してあるか、又は額が正当であることを確認すること。

9 施行期日

平成12年4月1日

別表第1

(令7佐本務発148・一部改正)

証明書を発行しない遺失（紛失）届出 証明	主管庁	備考（関係文書）
運転免許証	佐賀県公安委員会	本人のてん末書及び雇用主又は運行管理者その他による事実証明書を提出させる。（昭38年佐本交第103号車両番号等の紛失証明について）
自動車登録番号標、車両番号標、自動車検査証、軽自動車届出済証、臨時運行許可証、臨時運行許可番号標、軽自動車臨時運転番号標、軽自動車臨時運転番号標貸与証、軽自動車届出済書返	佐賀陸運事務所	自動車の使用者が陸運事務所に 出頭し、事情を説明するとともに、てん末書を提出して所定の手続をとるなどの方法による。（昭和38年佐本交第103号車両番号標

納確認書、自動車検査標章`		等の紛失証明について)
あんま師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科技工士、歯科衛生士、診療 エックス線技師、衛生検査技師、准看護婦、栄養士、調理師等免許証	佐賀県(医務予防課)	1 主管庁の主務課又は主管庁各出先機関に直接申請するよう指導すること。(昭和38年佐本務第1600号警察証明の発行廃止について及び昭和38年佐本務第1600の2号警察証明の発行廃止について) 2 医師、歯科医師、保健婦、助産婦及び看護婦の免許証の遺失については、今後も発行すること。
理容師、美容師、クリーニング師等免許証	〃(公衆衛生課)	
健康保険被保険者証、日雇労働者健康保険受給資格者証、日雇労働者健康保険被保険者手帳、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証、厚生年金保険被保険者証	〃(保険課)	
失業保険日雇労働被保険者手帳、失業保険受給資格者証、離職者証	〃(失業保険課)	
失業対策事業紹介適格者証	〃(職業安定課)	
身体障害者手帳	〃(福祉課)	
傷痕軍人手帳	〃(援護課)	
国民健康保険被保険者証	各市町村	主管庁に直接申請すること。(昭和38年佐本交第1600の2号警察証明の発行廃止について)
船員手帳	九州海運局唐津支局	同上
在留カード及び特別永住者証明書	出入国在留管理庁	取扱警察署名、遺失届出受理番号等を適宜の方法で教示すること。ただし、申請者が地方出入国在留管理官署発行の資料提出通知書を持参しているときは、同通知書を確認の上、証明書を発行すること。

注 証明事項及び主管庁は、申し合わせを行った当時のものである。

別表第2

証明書を発行しない事実証明	主管庁	備考（関係文書）
火災保険を対象とする罹火災	消防署、消防分団 又は市町村等	主管庁へ直接申請すること。ただし、税務署に対する減税、免税等の申告のための証明は、従前のとおり発行する。（昭和38年佐本務第1600の2号警察証明の発行廃止）
自衛隊帰省	陸上自衛隊佐賀 地方連絡部	主管庁へ直接申請すること。（昭和38年佐本交第1600の2号警察証明の発行廃止について）

注 証明事項及び主管庁は、申し合わせを行った当時のものである。

別記様式第1号

証 明 事 務 台 帳

本 部 長	部 長	署長 課長	副署長 次 長 次 席	課 長 課長代理	主 任 係	受理番号 ・ 受理番号	受理月日 ----- 証明月日	申請者住所 ・ 氏名	証明事項	手数料の 有無	備考

- 注 1 この台帳に搭載した申請書は、文書台帳に搭載する必要はない。
- 2 受理番号は、年度別(会計年度)の一連番号とする。
- 3 証明番号は、受理番号とする。

別記様式第2号

1 奥書による届出証明の場合

証明番号

上記(右)のとおり届出があったことを証明する。

年 月 日
〇〇警察署長 公印

2 奥書による事実証明の場合

証明番号

上記(右)のとおり事実相違ないことを証明する。

年 月 日
〇〇警察署長 公印

3 別途証明の場合

証明番号

〇 〇 〇 証 明 書
住 所
氏 名

上記(右)の者から、年 月 日〇〇〇のため証明
申請のあった〇〇〇については、申請のとおり相違ないことを証
明する。

年 月 日
〇〇警察署長 公印

注 1 申請書が縦書きの場合は、証明文も縦書きとする。

2 上記書式によりがたい場合は、これに準じて証明書を発行するものとする。

別記様式第 1 号

別記様式第 2 号